

ひとり親世帯臨時特別給付金申請要領

下記の書類をそろえて、子育て支援政策課宛て送付してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金申請書【基本給付】(様式第3号)

- 「3. 配偶者及び扶養義務者」の欄のうち「扶養義務者」とは、申請者と同居して生計を支える者のことを言います(養育している児童のことではありません)。具体的には同居している20歳以上の親族(申請者の父・母・兄弟・既に就労している子など)を指します。扶養義務者は収入審査の対象となりますので、全員書いてください。欄が足りないときは、右の余白に記入してください。住民票を別世帯にしてあっても同居していれば、審査対象となります。ただし、二世帯住宅であって生計が別の場合は対象外です。
- 裏面も忘れずに記入してください。
特に、【誓約・同意事項】の7つには、忘れずにチェックを付けてください。

申請者本人確認書類の写し(コピー)

- 申請者の運転免許証、健康保険証(記号番号をマスキングしたもの)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

- 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(戸籍謄本等)

ひとり親になった事由ごとに、次の書類を提出してください。

※既に児童扶養手当受給資格者(全部支給停止)になっている方は、省略可能です。

- 離婚、未婚、死別の場合は、戸籍謄本又は抄本
- 配偶者が障害(1級)をお持ちの方は、配偶者の年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書等の写し(コピー)
- その他の事由の方は、子育て支援政策課までお問い合わせください。

簡易な収入(所得)額の申立書(様式第4号) …本人及び扶養義務者の人数分

- 平成30年の年間の収入(所得)が基準を下回るかどうかで収入(所得)要件を判断します。
 - 本人だけでなく、申請書【基本給付】に記載した扶養義務者の分も必要です。
 - 用紙が3種類あります。ブルー(申請者本人用)／グリーン(扶養義務者等用)の用紙は収入額の申立書、ピンクの用紙は所得額の申立書です。
- 最初にブルー(申請者本人用)の用紙を記入し、収入の【要件】を満たすかを確認してください。
 - 満たせない場合は、裏面の【確認事項】の「【要件】に該当しています。」にはチェックを付けずに、ピンクの用紙を追加して【所得要件】を確認します。
 - ピンクの用紙の「F その他の控除」を記入する際は、欄外の記載を参照してください。
 - 扶養義務者がいる場合は、グリーン(扶養義務者等用)の用紙を使用して1～3の過程を人数分繰り返します。用紙が足りない場合はコピーしてください。白黒でも構いません。
 - 本人及び扶養義務者の全員が、収入の【要件】又は【所得要件】を満たす必要があります。
 - 満たせない方がいる場合は、【公的年金給付等受給者】には該当しませんが、【家計急変者】に該当する可能性があります。家計急変者用の収入(所得)見込額の申立書で確認してください。
なお、家計急変者として申請する場合、追加給付の対象にはなりません。
 - いずれの用紙も裏面の【確認事項】まで忘れずに記入してください。

収入が確認できる書類 …本人及び扶養義務者の人数分

- 本人及び扶養義務者ごとに、課税証明書、帳簿、年金決定通知書等、平成30年分の収入額が分かる書類の写し(コピー)を添付してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金申請書【追加給付】(様式第5号)

- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した方が対象です。